

財務省告示第二百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年六月三十日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・二〇トン
四	六五六トン
五	〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
〇トン	一九四トン	二、一三二トン	二四、〇七九トン	二〇トン	一一六トン	一〇五、六一五トン	二九七、一八六トン	一、〇八九、一三五トン	一七、五一七トン	二、三二七トン	八一トン	三、〇三四トン	〇トン	〇トン	一トン

二九	二四五トン
二八	〇トン
二七	一、〇六〇トン
二六	六六トン
二五	〇トン
二四	一二トン
二三	一二三トン
三三	三三トン
三一	六、二八三トン